定員削減の実施状況

定員削減計画の経緯

平成 14 年度以降「新行政システム推進計画(平成 14 年度)」、「中期財政改革基 本方針(平成 16 年度)」、「財政健全化基本方針(平成 19 年度)」を策定し、一般 行政部門を中心として、1,500 人程度の定員削減に向けて取り組んでいる。

なお、平成26年3月の「今後の財政健全化の取組み方針」において、平成29年度 までの削減数を「1,300 人程度」とした。

<H14.4:約5,100人 → H29.4:約3,800人>

これまでの削減状況

(1) 部局別定員削減の実績 (平成 14 年度~平成 28 年度)

部局・部門		H14 職員数 (A)		H27 職員数 (B)	H28 職員数 (C)	H28 削減数 (D) (C) – (B)	斯 (C)
	政策企画局	69		68	68	0	
	総務部	469		304	303	1	
	防災部	37	l	57	58	1	
	地域振興部	101		92	91	1	
一般行政部門	環境生活部	101		79	81	2	
	健康福祉部	737		561	563	2	
政	農林水産部	1, 241		871	860	▲ 11	
部門	商工労働部	246		238	236	▲ 2	
	土木部	1,041		838	814	▲ 24	
	出 納 局	52		34	35	1	
	その他委員会等	60		50	50	0	
	計			3, 192	3, 159	▲ 33	
特部	教育部門	665		539	542	3	
特 別 行	警察部門	276		254	250	▲ 4	
政 門	計	941	•••	793	792	▲ 1	
	合 計	5, 095		3, 985	3, 951	▲ 34	A
H14 7	H14 からの累計削減数		···	▲ 1, 110	▲ 1, 144		

(単位:人)								
累計 削減数 (E) (C) – (A)	削減 割合 (E) / (A)							
1	▲ 1.4%							
▲ 166	▲ 35.4%							
21	56.8%							
▲ 10	▲ 9.9%							
▲ 20	▲ 19.8%							
▲ 174	▲ 23.6%							
▲381	▲ 30.7%							
▲ 10	▲ 4.1%							
▲ 227	▲ 21.8%							
▲ 17	▲ 32.7%							
▲ 10	▲ 16. 7%							
▲995	▲ 24.0%							
▲ 123	▲ 18.5%							
▲ 26	▲ 9.4%							
▲ 149	▲ 15.8%							
▲ 1, 144	▲ 22.5%							

- 注1) 各年度とも4月1日時点の職員数で教員、警察官、公営企業・準公営企業会計職員を除く。
- -部地方機関においては、業務を所管する部局・部門に割振りを行っている。 それぞれの所管部局に、県土整備事務所農林工務部は農林水産部に計上など)
- 注3) 教育部門には、県立大学、文化振興、美術館、芸術文化センター部門の職員を含む。 注4) 平成14年度の部局・部門区分は、平成28年度の部局・部門区分に置き換えて計上した。

(2) 平成 28 年度の削減要因

- ① 現業業務の見直し(▲9)
- ② 再任用職員の活用(▲9)
- ③ 事業の終了等(▲23)

平成 25 年夏西部豪雨災害復旧(県央、浜田、津和野)、税等のシステム開発 など

④ 新たな行政需要への対応等(+7) 地方創生・人口減少対策、防災体制の強化、国医療制度改革等対応 など

3 今後の取組

必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しながら、引き続き、現業業務の 見直し、再任用職員の活用などにより、定員削減に取り組む。

【参 考】

臨時職員・嘱託職員・再任用職員数について

(1)臨時職員・嘱託職員

(単位:人)

		H15.4.1 (A)	H20.4.1	H27.4.1 (B)	H28.4.1 (C)	H15比 (C)-(A)	H27比 (C)-(B)	H28.6.1 (参考)	
知事部局	臨時職員	本庁	187	68	70	68	▲ 119	▲ 2	75
		出先	396	106	86	87	▲ 309	1	76
	嘱託職員	本庁	180	117	321	336	156	15	338
		出先	628	425	764	773	145	9	786
	計		1,391	716	1,241	1,264	▲ 127	23	1,275
	臨時職員	本庁	9	3	6	6	▲ 3	0	7
		出先	179	223	227	219	40	A 8	181
その他 委員会等	嘱託職員	本庁	20	12	20	20	0	0	20
		出先	50	77	83	82	32	▲ 1	83
	計		258	315	336	327	69	▲ 9	291
	臨時職員	本庁	22	13	10	10	▲ 12	0	14
		出先	58	45	29	28	▲ 30	▲ 1	29
教育委員会	嘱託職員	本庁	15	11	31	35	20	4	37
		出先	190	217	327	354	164	27	372
	計		285	286	397	427	142	30	452
	臨時職員	本庁	10	3	4	4	▲ 6	0	7
		出先	3	3	1	0	▲ 3	▲ 1	0
警察本部	嘱託職員	本庁	25	34	37	30	5	▲ 7	30
		出先	17	48	52	52	35	0	52
	計		55	88	94	86	31	A 8	89
臨時職員・嘱託職員 計			1,989	1,405	2,068	2,104	115	36	2,107

⁽注)1. 緊急雇用分を除く。

2. 嘱託職員は、医師・弁護士など特殊な業務を嘱託するもの、講師・相談員など時間・日単位で嘱託するものなどを含む。

(2)再任用職員

(単位:人)

		H15.4.1 (A)	H20.4.1	H27.4	4.1(B) うち 短時間	H28.4	1.1(C) うち 短時間	H15比 (C)-(A)	H27比 (C)-(B)	うち 短時間	
	知事部局等	本庁	1	0	4	4	11	11	10	7	7
		出先	6	0	23	23	31	31	25	8	8
	教育委員会	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		出先	14	15	69	8	99	6	85	30	A 2
	警察本部	本庁	1	0	4	1	5	2	4	1	1
再任用職員		出先	0	3	10	0	8	0	8	▲ 2	0
	企業局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		出先	0	0	1	1	1	1	1	0	0
	病院局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		出先	2	0	3	3	2	2	0	▲ 1	▲ 1
	計		24	18	114	40	157	53	133	43	13

(注)教員、警察官を含む。